

臨時福祉給付金（経済対策分）について

平成26年4月からの消費税引上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対して制度的な対応を行うまでの間の負担を緩和することを目的に、左記のとおり「臨時福祉給付金（経済対策分）」が支給されます。給付金の判定には、所得の確認が必要となりますので、平成28年度住民税の申告がまだの方は、申告が必要です。

支給要件

【支給対象者】

次の条件を満たした方。

- ①平成28年1月1日時点で大山町に住民票があること。
- ②平成28年度分の住民税が課税されていない方（平成27年1月1日から12月31日までの収入により算定します）

※ただし、次の場合は対象外です。

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色・白色事業専従者）
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合

【支給額】 一人につき15,000円

申請期間

申請書が手元に届いた日から平成29年10月2日（月）まで

※該当する可能性のある方には、6月中旬に、申請書を送付します。対象となる場合は、申請書により手続きをしてください。

町外の方の扶養や専従者などになつておられる方にも通知が届く可能性があります。

申請時提出書類

- ①申請書（請求書）
- ②添付書類

※状況により、必要書類が異なります。くわしくは申請書に同封の案内をご覧ください。

申請先

住民生活課

☎ 0859・54・5210

中山支所地籍調査課総合窓口室

☎ 0858・58・6111

大山支所建設課総合窓口室

☎ 0859・53・3311

◆制度に関する問い合わせ先

厚生労働省

☎ 0570・037・192

対象者診断チャート

基準日は平成28年1月1日になります。

